

第7回盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成17年10月21日(金)午後2時30分～午後5時00分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

赤羽哲朗, 石橋乙秀, 熊谷隆司, 小泉寛, 酒井明夫, 志和敬子, 杉山慎治, 瀬戸啓子, 高橋洋子, 藤本美智, 藤原祐子, 藤原由美子, 丸山仁, 村上満男, 山信田寧, 若原正樹(五十音順, 敬称略)

(盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(庶務)

後藤地裁事務局長, 齋藤民事首席書記官, 武田刑事首席書記官, 佐藤家裁事務局長, 富山首席家裁調査官, 相馬家裁首席書記官, 松本盛岡検察審査会事務局長, 小野地裁事務局次長, 大内家裁事務局次長, 門脇地裁総務課長, 石川地裁総務課課長補佐, 工藤地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

1 開会あいさつ(若原委員長)

2 裁判所の取組状況報告

庶務担当から「成年後見制度説明会」の実施状況について報告がなされた。

3 議事テーマ「裁判員制度」についての意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち, 次の説明がなされた。

ア 「裁判員制度」について(「裁判員制度広報推進岩手地方協議会」作成のパワーポイント利用)(盛岡地方検察庁職員)

イ 裁判員制度に関する広報活動について(庶務担当)

ウ 関係機関における裁判員制度実施に向けた準備状況について

(ア) 盛岡地方検察庁の取組状況(村上委員)

(イ) 岩手弁護士会の取組状況(石橋委員)

エ 検察審査会の制度と実情について(庶務担当)

4 意見交換

「裁判員制度」に関し, 概略, 次の意見交換がなされた。

国民に裁判員制度の理解を浸透させるためには、積極的な広報活動が不可欠である。ダイレクトメールを送付するのも有効な方法の一つであると考えます。

「裁判員制度広報推進岩手地方協議会」の窓口は、検察庁では企画調査課、裁判所では総務課である。説明会等の活動を積極的に行っているため、要望がある場合には同課に申し出られたい。

この度、裁判所委員に選ばれたことを契機に、裁判員制度に関するDVDを見たり、本日の委員会で説明を受けたりしたことで、裁判員制度が始まることを実感している。ただし、一般国民に浸透しているかどうかは疑問があるので、今後は、私なりに裁判員制度を浸透させていくための活動をしていきたいと考えている。

裁判員制度を定着させるためには、企業の理解が必要である。特に、パート勤めをしている人は、裁判員の用務で仕事を休むことについて、現状に照らすと、職場の理解を得るのが難しい状況にあるので、裁判所に出頭したくても、なかなか出頭できないのが実情だと思う。したがって、今のうちから、裁判員制度の理解を事業主側にしっかり浸透させる必要があると考えます。

私の経営する事業所では、もし従業員が裁判員に選任された場合には、仕事を気にせず、しっかりやってくるように指導するつもりでいる。

裁判員制度を定着させるためには企業の理解が必要だが、現状では足りない気がする。難しいことだと思うが、企業に対する広報活動を展開していく必要がある。

県内の企業に対し、裁判員制度広報の場を求めて働きかけてはいるが、企業側から時間が確保できないことを理由に、受入を断られているのが現状である。

裁判員には専門知識はいらないということだが、これまでとは違った法教育が求められるのではないかと考える。関係者は、どのような教育に期待しているのか。

国民が法律に関する基本的な知識を持つことは、望まれるところである。裁判員制度に関する教育の場としては、大学だけでなく、中学校や高校においても学習する機会のあるのが望ましいと考える。

裁判員制度が適用される裁判について、事件の内容によっては、裁判員の方に長期間にわたって審理に携わってもらうことになるのではないかと考える。

裁判官として、記録が膨大になるような複雑な事件では、審理の長期化が避けられないことは否定できないので、それをどう扱うべきかが課題の一つだと認識している。ただ、岩手県内で取り扱っている刑事事件の傾向の現状に照らすと、すべての事件が長くても5日以内に判決できるのではないかと考えている。

弁護士の立場として、市民に裁判員として活動してもらう期間は、否認事件であっても5日間が限度ではないかと考えている。

くじで選ばれた検察審査員が、誰からもアドバイスを受けることなく、役目をきちんと果たしているという説明を聞いて驚いている。しかし、検察審査員に比べ、裁判員は職責がより重い気がする。また、裁判員は常識で判断することでよいということだが、裁判官は具体的にどのようにサポートしてくれるのか。

裁判員制度のいいところは、裁判官と裁判員が話し合っただけで結論を出すところにある。裁判官は、裁判員に、法律的に必要なこと等を説明することになるが、その際には、どこにポイントを絞って判断してほしいのかという点もアドバイスすることになると思う。評議に関する裁判官としての私の考えは、裁判員の方に一般常識で

考えていただくことに主眼を置いて進行するようにし、裁判官が裁判員に最初から意見を述べることはしないつもりでいる。10月2日(日)の「裁判員体験教室」で、高校生を対象に、模擬裁判を基に模擬評議を実施したが、高校生であってもはっきり自分の意見を述べてくれた。ましてや社会人であれば、大丈夫だろうとの意を強くしている。

裁判員制度の導入に歩調を合わせる形で、検察審査会の権限も強くなるという説明があったが、現状との比較でどのようになるのか。

現在でも、検察審査会が不起訴不当・起訴相当という議決をした場合には、検察官は必要な再捜査をしており、上級庁の判断を仰いだ上で、改めて結論を出すようにしている。今は不起訴という同じ結論を出すことができるが、今後は、同一事件について、起訴相当という議決が2回なされた場合には、拘束力が生じ、事件を起訴しなければならなくなる。なお、その場合には、弁護士が検察官役を行うことになる。

裁判員は、重い疾病等の欠格事由がある場合には選任されないことになっているようだが、疾病には精神障害も含まれると考えられる。精神障害について、どの程度であれば欠格事由となるのかに関し判断基準は定められているのか。

個々の事例で判断することになると思われるので、この場でお答えするのは難しい。

第5 次回委員会について

地裁委員会は平成18年1月に、また、家裁委員会は平成18年2月にそれぞれ開催する方針とし、具体的な開催日時及び開催テーマ等は、庶務担当から改めて通知することとした。

第6 閉会

以 上